証券コード7899
平成30年７月11日

株　主　各　位

愛知県愛知郡東郷町諸輪北山158番地89
MICS化学株式会社
代表取締役社長　大　塚　茂　樹

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年７月25日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年７月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱の間」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．目的事項
報告事項　１．第49期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役５名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.c-mics.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

１－１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や好調な企業収益を背景に緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、新規顧客開拓活動を進め、特に非食品分野の開拓に注力してまいりました。その結果、非食品分野の売上高は増加したものの、食品分野の売上高が減少したことから、売上高は25億12百万円（前連結会計年度比1.5％減）となりました。

利益につきましては、原油・ナフサ市場が前連結会計年度に比べて高値で推移したことによる原材料コストの上昇や係争中であった訴訟終結に伴う弁護士報酬26百万円の費用発生等により、営業利益は92百万円（前連結会計年度比46.3％減）となりました。また、受取配当金等を加えた経常利益は99百万円（前連結会計年度比45.5％減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は70百万円（前連結会計年度比43.8％減）となりました。

売上高を用途別にみますと、食品用途では、畜産用にＢＮ規格袋の販促や惣菜用のセントラルキッチンへの開拓により学校給食や介護食、弁当用などが増加するも、長引く漁獲高減少の外的要因から水産用が大きく減少したことなどから、14億91百万円（前連結会計年度比4.0％減）となりました。

非食品用途は、医療分野での輸液外袋、産業分野での機械・電子部品関連が堅調に推移し、５億42百万円（前連結会計年度比3.0％増）となりました。

商品等につきましては、前連結会計年度同様に突き刺し強度の高いフィルム（ＳＰパック）が産業分野への採用も進み、４億78百万円（前連結会計年度比1.8％増）となりました。

用途別売上高は次のとおりであります。

売上高の内訳

（単位：千円）

用途別		第49期（自 平成29年５月１日 至 平成30年４月30日）	前連結会計年度比（%）
製品	食品	1,491,172	△4.0
	非食品	542,447	3.0
	製品合計	2,033,619	△2.2
商品及び受託加工		478,571	1.8
合計		2,512,191	△1.5

１－２．資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

当連結会計年度において、当社所要資金は、一部子会社の銀行借入を除き、大部分を自己資金によってまかない、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

(2) 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は95百万円であります。その主なものは製袋機31百万円、表面検査装置16百万円、白色干渉顕微鏡14百万円等であります。

１－３．直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 46 期 (平成27年４月期)	第 47 期 (平成28年４月期)	第 48 期 (平成29年４月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (平成30年４月期)
売　上　高(千円)	2,564,981	2,580,279	2,549,891	2,512,191
経　常　利　益(千円)	40,255	114,644	182,852	99,592
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	19,340	81,324	125,823	70,680
１株当たり当期純利益（円）	3.69	15.52	24.01	13.49
総　資　産(千円)	3,730,688	3,795,257	3,878,754	3,826,747
純　資　産(千円)	3,068,705	3,086,512	3,186,704	3,200,489
１株当たり純資産額（円）	585.70	589.10	608.22	610.85

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 46 期 (平成27年４月期)	第 47 期 (平成28年４月期)	第 48 期 (平成29年４月期)	第 49 期 (当事業年度) (平成30年４月期)
売　上　高(千円)	2,496,271	2,511,028	2,482,032	2,436,586
当　期　純　利　益(千円)	18,704	76,810	122,701	67,077
１株当たり当期純利益（円）	3.57	14.66	23.42	12.80
総　資　産(千円)	3,676,546	3,739,644	3,821,724	3,771,551
純　資　産(千円)	3,057,798	3,071,961	3,169,218	3,179,401
１株当たり純資産額（円）	583.62	586.32	604.88	606.83

１－４．対処すべき課題

今後の見通しとしましては、不安定な為替相場や原油価格の変動などによる影響が懸念され、その動向は当社の経営を大きく左右する要因の一つであります。

このような経営環境のもと、当社グループは、中期的展望として『パイオニアブランド復活』をスローガンに掲げました。

主な重点施策は以下の通りです。

①中核製品の商品力再強化
②有望拡販エリアへの営業リソース再配置
③機能商品の開発推進
④海外販路を含めた新たな販売先開拓
⑤有望ディーラー/顧客先への製品説明会開催
⑥成長戦略に根ざした戦略的投資の「選択と集中」

上記の取組みを着実に推進し、さらにお客様のご要望に応えられるサービスを持続的に提供していくことにより競争力を維持強化し、更なる飛躍を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

１－５．主要な事業内容

当社グループは、当社及び当社の連結子会社１社より構成されており、プラスチックフィルムのメーカーで主要業務は次のとおりです。

①多層チューブフィルムの製造、販売
②ウレタンチューブフィルムの製造、販売
③グラビア印刷並びに製袋加工
④シュリンクラベルフィルムの加工販売
⑤その他合成樹脂製品の販売

１－６．主要な営業所及び製造所並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び製造所

①当社

・本　社		愛知県愛知郡東郷町
・営業所	名古屋営業所	愛知県愛知郡東郷町
	東京営業所	東京都中央区
	大阪営業所	大阪市福島区
	札幌営業所	札幌市手稲区
	福岡営業所	福岡市博多区
	広島営業所	広島市南区
	仙台営業所	仙台市青葉区
・製造所	本社製造所	愛知県愛知郡東郷町
	東京製造所	埼玉県越谷市小曽川
	札幌製造所	札幌市手稲区

②子会社

・エイワファインプロセシング株式会社　埼玉県越谷市大間野町

(2) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
99名(14名)	－(1名増)

(注) 使用人数は、就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、外国人研修生を含む。）は、年間の平均人員を外数で（ ）に記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名(14名)	3名減(1名増)	45.6歳	15.3年

(注) 使用人数は、就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、外国人研修生を含む。）は、年間の平均人員を外数で（ ）に記載しております。

１－７．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
エイワファインプロセシング株式会社	15百万円	100%	製袋加工及び販売等

１－８．主要な借入先及び借入額

当社は借入金はありませんが、子会社のエイワファインプロセシング株式会社には、株式会社栃木銀行からの借入金20百万円があります。

１－９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要課題と考えており、地道に経営基盤を強化し、常に安定配当を維持しつつ、業績に裏打ちされた成果配分を行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化と、今後の研究開発活動、設備投資、情報投資に活用し、企業価値の向上に努め、企業内容の充実を図ってまいります。

従いまして、株主の皆様に対する配当金につきましては、財務状況、利益水準、配当性向及び株主資本配当率等を、総合的に勘案して実施することとしております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、剰余金の配当の決定機関については、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、平成30年１月10日に実施済みの中間配当金は１株当たり５円とさせていただきました。期末配当金につきましても１株当たり５円とし、年間配当金は、１株当たり10円とさせていただく予定であります。

１－10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、テイ・エム・ジー株式会社外２名から、平成22年12月24日、当社が製造、販売した製品に欠陥があったこと等を理由に、製造物責任法第３条本文または民法第709条に基づき、約４億23百万円（その後約４億88百万円に請求を拡張）の損害賠償請求訴訟を提起されました。この訴訟について、平成28年５月27日、佐賀地方裁判所において第一審判決が出され、原告らの請求はいずれも棄却されました。

その後、原告らは、この第一審判決を不服として、福岡高等裁判所に控訴していましたが、平成29年３月17日、福岡高等裁判所において控訴をいずれも棄却するとの判決が言い渡されました。

原告ら（控訴人ら）の内テイ・エム・ジー株式会社及び株式会社マルセイは、この控訴審判決も不服として、上告提起及び上告受理申立てをしましたが、上告受理申立てについては、平成29年６月２日に却下されました。その後、平成29年10月27日に上告を棄却する旨の決定がなされ、その調書（決定）正本を平成29年10月30日受領しました。また、原告（控訴人）金子産業株式会社（請求額約44百万円）は、上告提起も上告受理の申立てもせず、同社の控訴を棄却する判決が確定しています。

以上により、今回のテイ・エム・ジー株式会社外２名からの訴訟については、当社の全面勝訴で終結いたしました。

2．株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　　23,850,000株

(2) **発行済株式の総数**　　5,850,000株（自己株式610,606株を含む）

(3) **当事業年度末の株主数**　　1,793名

(4) **上位10名の株主**

株主名	所有株式数	持株比率
盛田エンタプライズ株式会社	2,608,000株	49.77%
名古屋中小企業投資育成株式会社	210,000	4.00
ＭＩＣＳ化学従業員持株会	152,474	2.91
ＭＩＣＳ化学取引先持株会	143,400	2.73
株式会社三井住友銀行	120,000	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	65,600	1.25
歌川勝久	65,000	1.24
伊藤公一	59,200	1.12
奥田耕三	50,000	0.95
八木英司	38,300	0.73

（注）１．当社は、自己株式を610,606株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大　塚　茂　樹	代表取締役社長	
伊　藤　久　美	取締役 営業・開発管掌 開発推進部長	
石　原　裕　之	取締役　製造部長	
丸　山　　等	取締役	
伊　藤　　聡	取締役	
後　藤　もゆる	取締役	弁護士
長谷川　　隆	常勤監査役	
佐　原　司　郎	監査役	
中　神　邦　彰	監査役	公認会計士

（注）1．取締役のうち、後藤もゆる氏は、社外取締役であります。

2．監査役のうち、中神邦彰氏及び佐原司郎氏は、社外監査役であります。

3．当社は、取締役後藤もゆる氏及び監査役中神邦彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

4．上記のほか、当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況及び当社と兼務先との関係は、以下のとおりであります。

・取締役丸山等氏は、盛田エンタプライズ株式会社の取締役、株式会社イズミックの専務取締役を兼務しております。

・取締役伊藤聡氏は、盛田エンタプライズ株式会社の取締役、株式会社イズミックの取締役を兼務しております。

・監査役佐原司郎氏は、盛田エンタプライズ株式会社の専務取締役、株式会社イズミックの取締役を兼務しております。

なお、盛田エンタプライズ株式会社は当社の大株主であり、株式会社イズミックは盛田エンタプライズ株式会社の子会社であります。

5．監査役長谷川隆氏及び佐原司郎氏は金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する永年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、監査役中神邦彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．当社は、取締役後藤もゆる氏及び監査役中神邦彰氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。

7．平成29年７月26日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、監査役田中孝治氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	６名 （１）	38,283千円 (1,050)
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （２）	9,265 (1,200)
合　　計 （うち社外役員）	9 （３）	47,548 (2,250)

（注）１．株主総会の決議（平成23年７月27日開催）による取締役の報酬限度額は、年額120,000千円であります。

２．株主総会の決議（平成23年７月27日開催）による監査役の報酬限度額は、年額15,000千円であります。

３．役員報酬を支給していない取締役２名及び監査役１名は含まれておりません。

４．上記の報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額3,801千円（取締役３名2,936千円、監査役１名865千円）が含まれております。

５．上記の報酬等の総額に記載するほか、当事業年度に退任した取締役２名に6,157千円、監査役１名に500千円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	後　藤　もゆる	当事業年度開催の取締役会に6回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐　原　司　郎	当事業年度開催の取締役会に6回全てに出席、監査役会6回全てに出席し、金融機関出身者として財務等専門分野に関する永年の経験等から適宜発言を行っております。
監査役	中　神　邦　彰	当事業年度開催の取締役会に5回出席、監査役会5回に出席し、公認会計士として主に財務会計の専門家としての見地から適宜発言を行っております。

（注）１.当事業年度における取締役会開催回数は6回、監査役会開催回数は6回であります。

２.監査役中神邦彰氏は平成29年７月26日開催の第48期定時株主総会において選任され就任いたしました。就任以降に開催された取締役会及び監査役会は５回であります。

５．会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人 東海会計社

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成29年７月26日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

報　酬　の　内　容	支払金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画等についてヒアリングし、その妥当性や適切性を確認するとともに、監査時間や監査報酬等を精査したところ、当該報酬は相当であることを認め、報酬等に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社は「内部統制システム構築の基本方針」を平成27年12月15日開催の取締役会にて改正を決議しております。改定後の内容は以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に徹底する。

②取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

③取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規定に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

④「社員全員によるＣＳＲ活動の推進について」の資料及び「ＣＳＲハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、会議等においても繰返し説明、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施する。

⑤内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。

⑥取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、社内通報制度に従い報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理を実施し、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

②情報の取扱いについては「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等に基づき厳正に取扱うこととする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社リスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

②当社の業務遂行に関するリスクは、取締役がその担当業務のリスク管理を行う。

③事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、経営会議等で審議し、リスク管理を行う。

④環境については、ISO14001に基づき、その関連諸規程を遵守する。

⑤内部監査室は各種規程やマニュアルに沿って、関連部門と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

⑥有事の対応として、天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、「緊急事態対応手順」、並びに「ＣＳＲハンドブック」や「地震災害時の行動ルール」の冊子等に従い、対応を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役相互の情報の共有化及び個別経営課題の協議の場として、取締役等が参加する経営会議を毎週１回開催することにより、取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。

（５）当社及び子会社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業績の状況は、子会社の役員が、定期的に当社が各部署の業務状況を把握する場として毎月開催する運営会議で報告し、企業集団として業務の適正を確保できる体制とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスクマネジメントを行う。

③子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「子会社管理規程」に基づき協議し、承認する。また、業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について、定期的に意見交換や情報交換を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が、定期的な内部監査の対象とする。

⑤その他の当社及び子会社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社は、関係会社との連携・情報共有を保ちつつ、会社の規模、事業の性質、機関の設計等を踏まえ自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。なお、主要な関係会社とは、業務執行の状況や重要な経営課題等について情報共有を行う。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が職務執行のために補助を求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

（７）前項使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役会の同意を得たうえで決定する。

（８）当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

②取締役及び子会社の取締役は、主な業務の執行状況について、適宜適切に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を実施する。監査役はいつでも、取締役及び使用人、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

（９）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとし、また稟議書他の業務執行上重要な書類を常時閲覧し、報告を求めることができる体制とする。

②監査役と会計監査人等とのディスカッションを必要に応じて実施し、相互の連携を深め、より実効的な監査を目指すこととする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）法令遵守や情報管理に関する取組みにつきましては、コンプライアンス重視の教育研修制度を整備するとともに、教育啓蒙活動（コンプライアンス情報の社員への配信、研修会の開催、確認テストなど）を継続的に実施しております。

（２）リスク管理につきましては、ほぼ毎週開催している経営会議と毎月開催している運営会議のなかで、各部門から各種リスクの状況を報告し、対策等を協議しております。

（３）子会社管理につきましては、「子会社管理規程」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、当社の取締役が定期的に経営管理状況を監督しております。

（４）当社は、子会社を含めた内部通報制度を導入しており、「内部通報制度運用規程」に則り適切に運用しております。なお、規程には内部通報をした者が、そのことを理由として不利な取扱いを受けることがない旨を定めております。

（５）監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役及び他の取締役や子会社の取締役との情報交換、内部監査担当者や会計監査人との連携により、実効的な監査を実施しております。

８．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,582,672**	**流動負債**	**593,905**
現金及び預金	1,342,244	支払手形及び買掛金	417,686
受取手形及び売掛金	621,993	短期借入金	20,000
電子記録債権	123,696	リース債務	5,506
有価証券	300,196	未払法人税等	10,386
商品及び製品	90,429	その他	140,326
仕掛品	31,667	**固定負債**	**32,351**
原材料及び貯蔵品	40,287	リース債務	4,380
繰延税金資産	14,876	退職給付に係る負債	728
その他	19,281	役員退職慰労引当金	11,642
貸倒引当金	△2,002	資産除去債務	10,500
固定資産	**1,244,074**	その他	5,100
有形固定資産	**1,189,939**	**負債合計**	**626,256**
建物及び構築物	314,480	（純資産の部）	
機械装置及び運搬具	211,542	**株主資本**	**3,585,409**
土地	634,701	資本金	774,000
リース資産	9,154	資本剰余金	1,150,310
その他	20,059	利益剰余金	1,924,493
無形固定資産	**727**	自己株式	△263,394
その他	727	**その他の包括利益累計額**	**△384,919**
投資その他の資産	**53,407**	その他有価証券評価差額金	2,613
投資有価証券	35,079	土地再評価差額金	△387,533
繰延税金資産	2,755	**純資産合計**	**3,200,489**
その他	16,030		
貸倒引当金	△457		
資産合計	**3,826,747**	**負債・純資産合計**	**3,826,747**

連結損益計算書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,512,191
売上原価		1,670,603
売上総利益		841,587
販売費及び一般管理費		749,339
営業利益		92,247
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,404	
作業くず売却益	815	
その他	4,913	9,132
営業外費用		
支払利息	390	
売上割引	1,333	
固定資産除却損	65	1,788
経常利益		99,592
税金等調整前当期純利益		99,592
法人税、住民税及び事業税	25,350	
法人税等調整額	3,561	28,912
当期純利益		70,680
親会社株主に帰属する当期純利益		70,680

連結株主資本等変動計算書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年５月１日　残高	774,000	1,150,310	1,911,446	△263,394	3,572,362
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△57,633		△57,633
親会社株主に帰属する当期純利益			70,680		70,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	13,046	－	13,046
平成30年４月30日　残高	774,000	1,150,310	1,924,493	△263,394	3,585,409

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成29年５月１日　残高	1,874	△387,533	△385,658	3,186,704
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△57,633
親会社株主に帰属する当期純利益				70,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	738	－	738	738
連結会計年度中の変動額合計	738	－	738	13,785
平成30年４月30日　残高	2,613	△387,533	△384,919	3,200,489

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	１社
・連結子会社の名称	エイワファインプロセシング株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は３月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券	償却原価法
ロ．その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品、原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
ロ．商品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
ハ．貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　４～45年 機械装置及び運搬具　２～12年
ロ．無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務（期末要支給額）に基づき計上しております。
ロ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	36,882千円
土地	27,950千円
計	64,833千円

② 担保に係る債務

短期借入金	20,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,585,705千円

(3) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって処理しております。

なお、当連結会計年度末が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	53,276千円
電子記録債権	14,236千円
支払手形	21,643千円

(4) 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布）に基づき事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

なお、当該評価差額に係る繰延税金資産116,647千円は、将来の税金負担額を軽減する時期の予測が困難なため、繰延税金資産の算定から控除しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　平成13年４月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△191,951千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末の株式数（千株）
普通株式	5,850	－	－	5,850

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ．平成29年６月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　31,436千円
・１株当たり配当額　６円
・基準日　平成29年４月30日
・効力発生日　平成29年７月12日

ロ．平成29年12月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　26,196千円
・１株当たり配当額　５円
・基準日　平成29年10月31日
・効力発生日　平成30年１月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成30年６月14日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　26,196千円
・１株当たり配当額　５円
・基準日　平成30年４月30日
・効力発生日　平成30年７月12日
・配当の原資　利益剰余金

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、プラスチックフィルムの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、当該必要資金以外の余剰資金を運用しており、安全性を考慮し、主に短期の預金及び債券等で運用することとしております。

②金融商品の内容、そのリスク及び金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信限度額管理基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、毎年定期的に債権残高に基づいた信用供与額の見直しを実施する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引金融機関等の株式であり、満期保有目的の債券については、余資運用管理規程に基づき、一定の格付け以上のものを投資対象とし、信用リスクの軽減を図っております。

なお、株式については、市場価格の変動リスクに晒されているため、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,342,244	1,342,244	－
(2) 受取手形及び売掛金	621,993	621,993	－
(3) 電子記録債権	123,696	123,696	－
貸倒引当金（※）	△2,002	△2,002	－
	743,688	743,688	－
(4) 有価証券	300,196	300,300	103
(5) 投資有価証券	35,079	35,079	－
資産計	2,421,208	2,421,311	103
(1) 支払手形及び買掛金	417,686	417,686	－
(2) 未払法人税等	10,386	10,386	－
負債計	428,073	428,073	－

（※）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　610円85銭

(2) １株当たり当期純利益　13円49銭

貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,544,397**	**流動負債**	**560,526**
現金及び預金	1,330,824	支払手形	82,427
受取手形	275,144	電子記録債務	16,379
電子記録債権	114,053	買掛金	316,309
売掛金	335,625	リース債務	5,506
有価証券	300,196	未払金	39,666
商品及び製品	89,639	未払費用	54,155
仕掛品	31,667	未払法人税等	10,068
原材料及び貯蔵品	36,253	未払消費税等	5,212
前払費用	14,324	預り金	8,649
繰延税金資産	13,726	設備未払金	18,419
その他	4,942	その他	3,732
貸倒引当金	△2,002	**固定負債**	**31,623**
固定資産	**1,227,154**	リース債務	4,380
有形固定資産	**1,107,703**	役員退職慰労引当金	11,642
建物	260,078	資産除去債務	10,500
構築物	17,519	その他	5,100
機械装置	196,751	**負債合計**	**592,150**
車両運搬具	0	（純資産の部）	
工具器具備品	18,946	**株主資本**	**3,564,320**
土地	605,251	**資本金**	**774,000**
リース資産	9,154	**資本剰余金**	**1,150,310**
無形固定資産	**727**	資本準備金	1,150,310
その他	727	**利益剰余金**	**1,903,404**
投資その他の資産	**118,723**	利益準備金	193,500
投資有価証券	35,079	その他利益剰余金	1,709,904
関係会社株式	65,560	固定資産圧縮積立金	3,974
長期前払費用	156	別途積立金	1,370,000
繰延税金資産	2,510	繰越利益剰余金	335,930
差入保証金	15,406	**自己株式**	**△263,394**
その他	467	**評価・換算差額等**	**△384,919**
貸倒引当金	△457	その他有価証券評価差額金	2,613
		土地再評価差額金	△387,533
		純資産合計	**3,179,401**
資産合計	**3,771,551**	**負債・純資産合計**	**3,771,551**

損　益　計　算　書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		2,436,586
売上原価		1,637,281
売上総利益		799,305
販売費及び一般管理費		712,177
営業利益		87,127
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,383	
作業くず売却益	815	
その他	5,815	10,014
営業外費用		
売上割引	1,333	
その他	208	1,541
経常利益		95,599
税引前当期純利益		95,599
法人税、住民税及び事業税	24,726	
法人税等調整額	3,797	28,522
当期純利益		67,077

株主資本等変動計算書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年５月１日残高	774,000	1,150,310	1,150,310	193,500	7,938	1,370,000	322,522	1,893,960
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△3,963		3,963	－
剰余金の配当							△57,633	△57,633
当期純利益							67,077	67,077
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△3,963	－	13,407	9,443
平成30年４月30日残高	774,000	1,150,310	1,150,310	193,500	3,974	1,370,000	335,930	1,903,404

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年５月１日残高	△263,394	3,554,876	1,874	△387,533	△385,658	3,169,218
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△57,633				△57,633
当期純利益		67,077				67,077
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			738	－	738	738
事業年度中の変動額合計	－	9,443	738	－	738	10,182
平成30年４月30日残高	△263,394	3,564,320	2,613	△387,533	△384,919	3,179,401

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券	償却原価法
②子会社株式	移動平均法による原価法
③その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品、仕掛品、原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
②商品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
③貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　７年～38年 機械装置　　２年～８年
②無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,235,788千円

(2) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって処理しております。
なお、当事業年度末が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	53,276千円
電子記録債権	14,236千円
支払手形	21,380千円
電子記録債務	262千円

(3) 関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務	10,110千円

(4) 土地の再評価について
「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布）に基づき事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
なお、当該評価差額に係る繰延税金資産116,647千円は、将来の税金負担額を軽減する時期の予測が困難なため、繰延税金資産の算定から控除しております。
再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日　平成13年４月30日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△191,951千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	41,358千円
その他	21,402千円
営業取引以外の取引による取引高	933千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	610	－	－	610

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	3,504千円
未払費用	8,922千円
投資有価証券評価損	5,365千円
資産除去債務	3,160千円
未払事業税	4,742千円
減損損失	1,143千円
その他有価証券評価差額金	1,710千円
その他	1,580千円
繰延税金資産小計	30,130千円
評価性引当額	△12,170千円
繰延税金資産合計	17,959千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	1,722千円
繰延税金負債合計	1,722千円
繰延税金資産の純額	16,236千円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上しておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	606円83銭
(2) １株当たり当期純利益	12円80銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年６月11日

ＭＩＣＳ化学株式会社
取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚本憲司 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	阿知波智大 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＭＩＣＳ化学株式会社の平成29年５月１日から平成30年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＩＣＳ化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年６月11日

ＭＩＣＳ化学株式会社

取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員 業務執行社員　公認会計士　塚本憲司　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　阿知波智大　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＭＩＣＳ化学株式会社の平成29年５月１日から平成30年４月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年５月１日から平成30年４月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び全事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも持続的な内部統制システムの整備、充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人東海会計社の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人東海会計社の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年６月11日

ＭＩＣＳ化学株式会社　監査役会

常勤監査役　長谷川　　隆　㊞

監　査　役　佐　原　司　郎　㊞

監　査　役　中　神　邦　彰　㊞

（注）監査役佐原司郎と監査役中神邦彰は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議　案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となります。つきましては、当社規模に見合うレベルの経営陣を考慮し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大塚　茂樹（おおつか　しげき） （昭和33年６月24日）	昭和52年４月　富士電機冷蔵株式会社入社 昭和56年５月　ソニー㈱(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 入社 平成17年３月　ソニーイーエムシーエス株式会社(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 美濃加茂テック DIビジネス部門長 平成18年４月　Sony Precision Engineering Malaysia Sdn.Bhd. Director 平成20年８月　Sony Technology(Thailand)Co.,Ltd. Ayutthaya TEC Director 平成22年２月　ソニーイーエムシーエス株式会社(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 美濃加茂サイト セルラーCS部門CS部統括部長 平成24年８月　Sony EMCS(Malaysia)Sdn.Bhd. PG-TEC Deputy TEC President 平成29年５月　当社顧問 平成29年７月　当社代表取締役社長（現任）	2,100株
2	伊藤　久美（いとう　ひさみ） （昭和33年８月11日）	昭和56年４月　当社入社 平成17年７月　当社執行役員製造部長兼本社工場長 平成23年７月　当社取締役製造部長兼生産戦略室長 平成25年11月　当社取締役管理部門長 平成27年７月　当社取締役経営管理・品質・開発管掌開発推進部長 平成29年７月　当社取締役営業・開発管掌開発推進部長（現任）	29,000株
3	石原　裕之（いしはら　ひろゆき） （昭和35年９月10日）	昭和59年４月　株式会社ロイネ入社 平成２年４月　当社入社 平成14年５月　当社東京工場長 平成23年５月　当社品質管理部長兼ISO推進室長 平成24年６月　当社製造部長兼東京工場長兼ISO推進室長 平成28年１月　当社製造部長 平成29年７月　当社取締役製造部長（現任）	6,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	丸山 等（まるやま ひとし） （昭和35年１月12日）	昭和58年８月　株式会社山泉商会（現　株式会社イズミック）入社 平成18年１月　株式会社イズミック本店長 平成18年８月　同社取締役 平成23年９月　同社取締役中部ブロック長兼本店長 平成25年４月　同社常務取締役営業本部長 平成25年７月　当社取締役（現任） 平成27年３月　盛田エンタプライズ株式会社取締役（現任） 平成30年１月　株式会社イズミック　専務取締役営業本部長（現任）	―
5	後藤 もゆる（ごとう） （昭和46年５月９日）	平成15年４月　司法修習生 平成16年10月　弁護士登録（愛知県弁護士会） 平成20年10月　後藤・鈴木法律事務所入所 平成27年７月　当社社外取締役（現任） 平成30年１月　後藤・鈴木法律事務所パートナー就任（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．所有する当社の株式数には、ＭＩＣＳ化学役員持株会における持分は含まれておりません。

３．後藤もゆる氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は児堀もゆる氏であります。

４．後藤もゆる氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、当社での社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

５．当社は、後藤もゆる氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額です。なお、当該契約については後藤もゆる氏が社外取締役の間は継続される内容となっております。

６．後藤もゆる氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

以　上

株主総会会場のご案内図

会　　場　名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル　ルブラ王山　２階「金鯱の間」
電話（052）762-3151（代表）

交通機関　地下鉄東山線・池下駅下車　徒歩３分

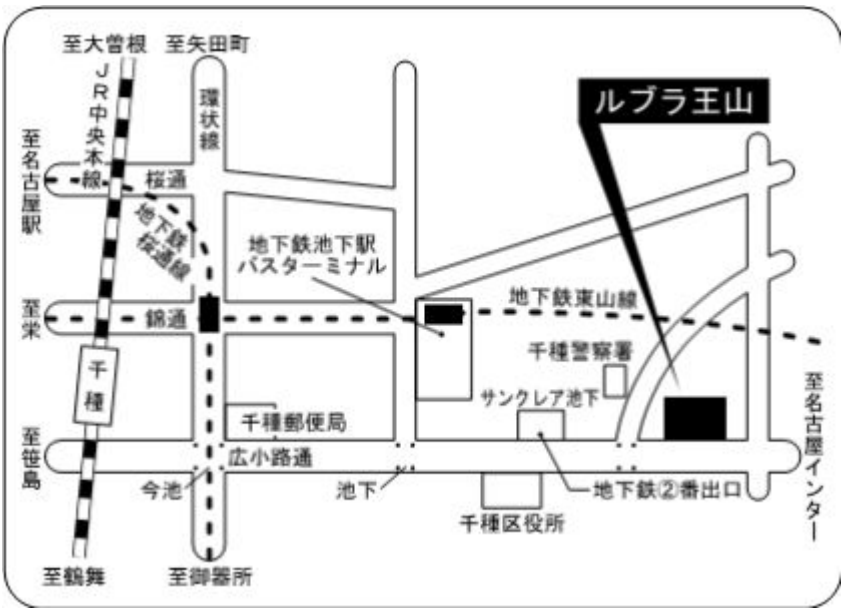

FSC
ミックス
責任ある木質原料を使用した証
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK